平成２４年（フ）第７１号
茨城県坂東市大口2844番地　ダイワコーポⅠ107号
債務者　鞠子　政嗣
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第７３号
茨城県古河市坂間５番地３　ヴァンクールＡ201号
債務者　高橋香代子（旧姓千葉・安藤）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第７６号
茨城県古河市松並１丁目13番４号　富士コーポ201号
債務者　木村　知早（旧姓峯・宇津木）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第８０号
茨城県古河市大山1197番地１
債務者　秋庭志穂美
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第８３号
茨城県常総市箕輪町65番地
債務者　杉山　潤子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第９８号
岐阜県各務原市蘇原沢上町４丁目３番地１ルーミー21―402号
債務者　濵田　友美（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５号
静岡県下田市６丁目３番21号　大隅アパート202
債務者　飯田　菊江
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第２８３３号
愛知県あま市富塚十の坪70番地６　フジミビル301号
債務者　早津　眞次
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６８１号
愛知県瀬戸市大坂町414番地
債務者　加藤　光明
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７５号
兵庫県加古川市別府町西脇３―15、住民票上の住所兵庫県加古川市野口町北野89番地の76
債務者　石川　龍也
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３５号
山口県下関市丸山町４丁目２番21号、前住所山口県下関市上田中町７丁目11番17号
債務者　後藤千恵子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
福岡県田川郡福智町伊方4476番地17　中川アパート203号
債務者　宮下　竜太
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第４４８号
福岡県久留米市御井旗崎１丁目12番13号
債務者　中山　盛也
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８６号
鹿児島県鹿児島市西佐多町3430番地
債務者　川西　勇気
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第９５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原307番地１　リヴェール伊賀Ⅱ302号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市錦江台１丁目49番11号
債務者　小林　秀樹
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町35番７―51号
債務者　熊原日出昭
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町35番７―51号
債務者　熊原　政子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係